

○令和3年1月6日(水) 令和2年度取り締まりの結果(第3回目)

取り締まりの内容	時期	検査台数(台)	違反台数(台)	違反率(%)	措置内容(件)	
① 特殊車両通行許可違反	前回 (R2.10.21)	3	1	33%	措置命令(前回)	0
	今回 (R3.1.6)	3	2	66%	措置命令(今回)	0
② ディーゼル車の黒煙を対象とした街頭検査	前回 (R2.10.21)	0	0	0%	警告(前回)	1
	今回 (R3.1.6)	3	0	0%	警告(今回)	2
③ ディーゼル車の不正軽油を対象とした街頭検査	前回 (R2.10.21)	2	0	0%	整備命令(前回)	0
	今回 (R3.1.6)	3	0	0%	整備命令(今回)	0
④ 啓発活動	前回 (R2.10.21)	3			命令(前回)	0
	今回 (R3.1.6)	3			命令(今回)	0
⑤ 過積載取り締まり	前回 (R2.10.21)	0	0	0%	検挙(前回)	0
	今回 (R3.1.6)	0	0	0%	検挙(今回)	0
					警告(前回)	0
					警告(今回)	0

【備考】

※措置内容欄の上段の数字は 前回(令和2年10月21日)、下段の数字は

下段の数字は今回(令和3年1月6日)のデータです

※今回配付チラシは、「名古屋南部大気環境改善啓発」(別紙2)です

※詳細事項は、別紙1を参照

○取り締まりの位置



○取り締まりの日時 : 令和3年1月6日(水) 14:00~16:00

○取り締まり場所 : 弥富車両検測所(弥富市三好3丁目地内、国道23号 静岡県方面車線)

○当日の体制

関係機関の名称等		体制	
国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	3人	
	中部運輸局愛知運輸支局	2人	
	独立行政法人自動車技術総合機構	1人	
愛知県	環境部	2人	
愛知県警	本部	パトロールカー	2台
		白バイ	2台
		警察官	7人

①特殊車両通行許可違反の取り締まり(中部地方整備局)

車両制限令に定めた数値(長さ、幅、高さ、重量等)を超える車両(特殊車両)が、通行する場合には、道路管理者の許可を受けなければ通行できないことになっています。(道路法47条の2)

道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行い、違反内容に応じて措置命令又は警告の措置を行います。

②③ディーゼル車の黒煙及び不正軽油を対象とした街頭検査(中部運輸局、独立行政法人自動車技術総合機構)

【黒煙を対象とした街頭検査】

規制値を超える黒煙の排出が、排ガス中に含まれる有害物質の増加や自動車の装置の機能悪化等、安全・環境上の問題を引き起こすことが懸念されています。

このため、黒煙測定器を使用して、排ガスの黒煙による汚染度を測定します。

【不正軽油を対象とした街頭検査】

燃料の規格の基準に満たない不正な軽油を燃料として使用することにより、排気ガス中に含まれる有害物質の増加や自動車の装置の機能悪化等、安全・環境上の問題点を引き起こすことが懸念されています。

このため、硫黄分濃度測定器を使用して、燃料に係る検査を実施します。

※ ②黒煙の排出量の規制値違反が認められた時や③不正軽油の使用が認められた時は、警告又は整備命令等の措置を行います。

④エコドライブ等の啓発活動(愛知県)

地球温暖化と大気汚染の防止のため、エコドライブの普及促進などの啓発活動を行います。

⑤過積載の取り締まり(愛知県警察)

道路交通法第57条により乗車又は積載の制限が定められ、この制限を超えて車両を運転してはならないこととなっています。

しかしながら、過積載違反車両の通行が絶えないことから、道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行います。

違反内容に応じて、検挙や警告を行います。

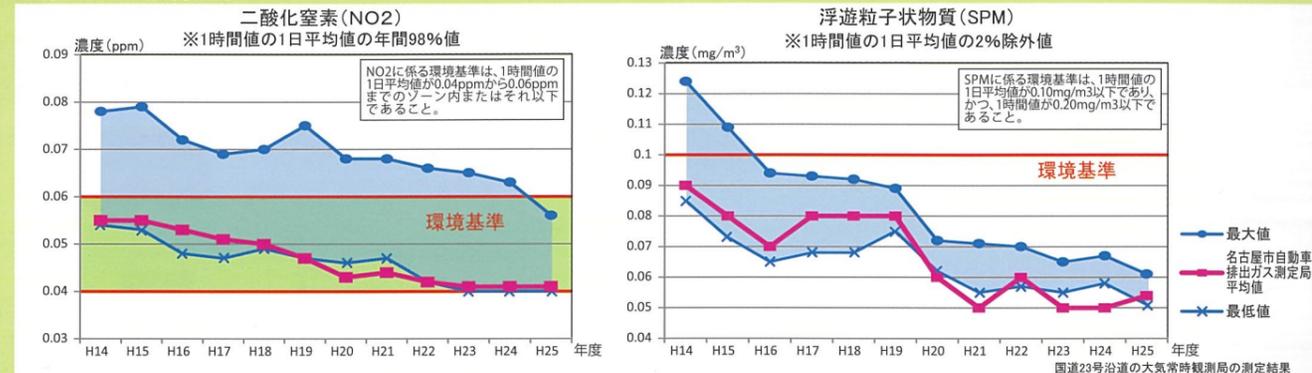
⑥大気環境改善のための啓発活動

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)。(別紙2)

◆国道23号沿道の状況

名古屋南部地域は、鉄鋼、金属、化学を中心とする工業地帯が広がっています。この地域を貫く国道23号では、その多くが名古屋南部地域に関連した交通で、交通量が10万台/日を超える箇所や、大型車混入率が5割を超える箇所もあり、他の道路沿道に比べ大気汚染の濃度が高くなっています。引き続き沿道環境改善を進めるために、国道23号名古屋南部地域を通行する皆さまのご理解、ご協力をお願い致します。

●沿道の状況



●沿道大気情報の提供



法の規制を守りましょう

大型貨物自動車等は、最も中央寄りの通行帯を通行しなくてはなりません。

国道23号 緑区折戸～港区十一屋間は、道路交通法により大貨等の通行区分区間に指定されています。



黒煙を多量に発散する整備不良車^{※1}、不正燃料使用車^{※2}、過積載車両^{※3}、許可のない特殊車両^{※4}は公道を通行することはできません。

上記の車は、次の法令等により公道を通行できません

- ※1 道路運送車両の保安基準 第31条 (ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)
- ※2 道路運送車両の保安基準 第1条の2 (燃料の規格)
- ※3 道路交通法 第57条 (乗車又は積載の規制等)
- ※4 車両制限令 第12条 (特殊な車両の特例)



「自動車NOx・PM法」に基づく排出基準に適合しない自動車は対策地域内で登録することができません。

「自動車NOx・PM法」は、都市域や道路沿道における大気汚染の改善のため、国が公布した「自動車から排出される窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の特定地域(対策地域、右図参照)における総量の削減等に関する特別措置法」で、以下の通り規制されています。

車種規制 (対策地域のトラック、バス、ディーゼル乗用車)などに適用される自動車の使用規制

- ・自動車NOx・PM法の排出基準を満たしていない車は、対策地域内で登録することができません。

対策地域

対象自動車

- 1 1,4,6ナンバーのトラック、バン
- 2 2ナンバーのバス、マイクロバス (一部、5,7ナンバーを含む)
- 3 8ナンバーの特種自動車 (人の運送の用に供する乗車定員11人未満のもの(救急車等)を除く)

・緑ナンバー、白ナンバーとも対象
・乗用自動車^{*}、軽自動車、二輪自動車及び特殊自動車(0,9ナンバー)は対象外
* 乗用自動車のうち、ディーゼル乗用車は「自動車NOx・PM法」のみ対象

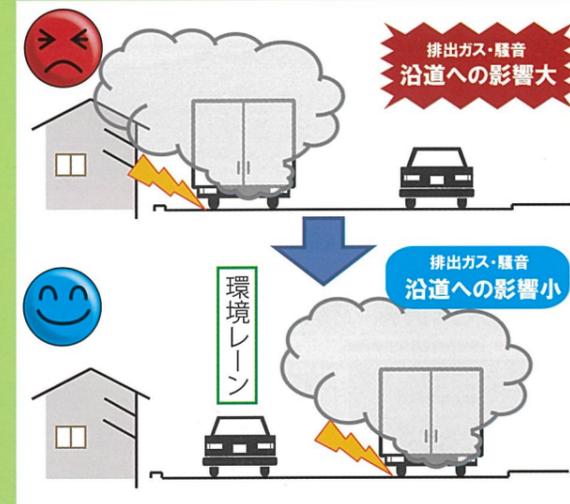
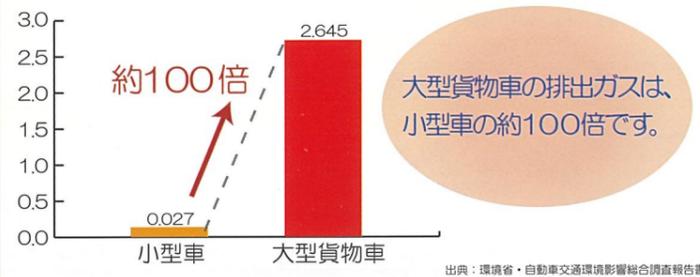
沿道環境に配慮した走行をお願いします

大型車は中央寄り走行!



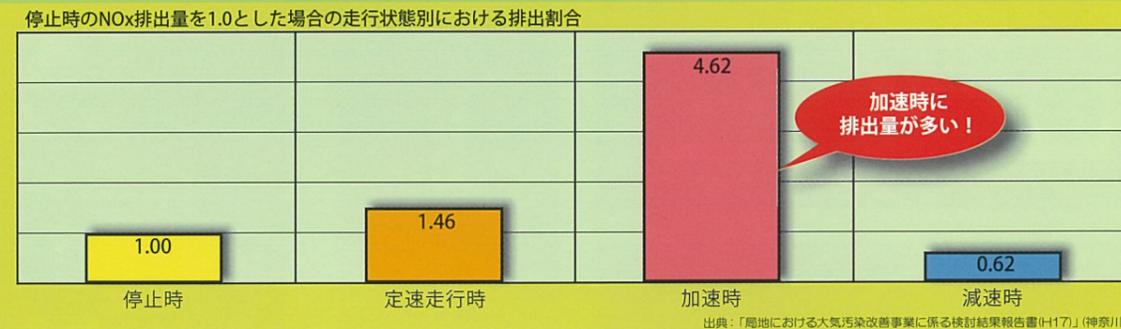
大型車の中央寄り走行により、沿道の騒音や大気汚染が低減されます。

1台の車両が時速60km/hで走行した場合のNOx排出係数(g/台km)



ふんわりアクセルでゆっくり発進

NOxなどの排出ガスは加速するときによく排出されます。普段よりほんの少しゆっくり発進(ふんわりアクセル)したり、減速時は早めにアクセルを離すなどエコドライブを心がけることにより、排出ガスを抑えたり燃料の消費も節約できます。



貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等にご協力を!

「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)において、自動車NOx・PM法の対策地域(左図参照)内を運行する場合は、対策地域外からの流入車を含めて、以下の対策が求められていますので、ご協力をお願いします。

- 1 車種規制非適合車の不使用
対策地域では車種規制非適合車を使用しないようにしましょう。
- 2 自動車NOx・PM法適合車には適合車ステッカーの表示



適合車ステッカーは、環境省又は国土交通省に申請することにより、無償交付(郵送料は必要)を受けられます。
(※白ナンバー車は環境省、緑ナンバーは国土交通省)